

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.28

対象手続	生命保険契約等の年金の支払調書（及び同合計表）						
年間平均申請件数	20,000 件 (4,955,000枚)						
根拠法令・条項	所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項4号・8号						
手続概要 （主な利用者と代理申請率を明記）	生命保険契約等に基づいて支払う年金等を支払った場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）						
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	0	0	380 <small>（認証基盤等の普及を前提） 認証基盤等の普及率 52.7% 紙による手続の普及率 47.3%</small>	580 <small>（認証基盤等の普及を前提） 認証基盤等の普及率 11.7% 紙による手続の普及率 88.3%</small>	1,590 <small>（認証基盤等の普及を前提） 認証基盤等の普及率 34.7% 紙による手続の普及率 65.3%</small>	
	目標利用率（%）	0.00%	0.00%	2% 0.00%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）		
	手数料	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（平成19年2月～3月実施済）		
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-			
上記項目以外のインセンティブ措置			- 電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）				
システムの改善			システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（平成18年10月実施済） その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。				
広報・普及活動			日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施） 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施）				
その他			-				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.29

対象手続	損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書（及び同合計表）					
年間平均申請件数	2,000 件 (1,421,000枚)					
根拠法令・条項	所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項5号・8号					
手続概要 （主な利用者と代理申請率を明記）	損害保険契約等の満期返戻金及び解約返戻金等を支払った場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	0	0	40 <small>（注）高税率の廃止と併せて 課税対象の廃止、10万円 以下に引き下げの予定、40万円</small>	60 <small>（注）高税率の廃止と併せて 課税対象の廃止、10万円 以下に引き下げの予定、40万円</small>	160 <small>（注）高税率の廃止と併せて 課税対象の廃止、10万円 以下に引き下げの予定、40万円</small>
	目標利用率（%）	0.00%	0.00%	2% 0.00%	3%	8%
	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
添付書類	-			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況					
本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印				-
	代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印				オンライン手続の場合 ・税理士と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）
手数料	オンライン手続の場合	-				-
	紙による手続の場合（オフライン）	-				-
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-				-
	紙による手続の場合（オフライン）	-				-
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平日9時～23時 土日9時～21時				(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（平成19年2月～3月実施済）
	紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）				-
目標達成に向けた具体的な措置内容	上記項目以外のインセンティブ措置			電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
システムの改善	システム仕様は公開済（平成15年4月～） 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（平成18年10月実施済） その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
広報・普及活動	日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			認証基盤の普及について関係機関（総務省、財務省など）との連携を強化する。 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンフレット、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
その他	-			-		
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp			

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.30

対 象 手 続	保険代理報酬の支払調書（及び同合計表）						
年 間 平 均 申 請 件 数	1,000 件 (391,000枚)						
根 拠 法 令 ・ 条 項	所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項6号						
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）	生命保険契約又は損害保険契約の代理報酬の支払をした場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）						
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	0	0	20 <small>（国税基礎情報の普及を前提） 国税基礎情報の普及 107件 e-Taxソフト対応の普及 207件</small>	30 <small>（国税基礎情報の普及を前提） 国税基礎情報の普及 1137件 e-Taxソフト対応の普及 617件</small>	80 <small>（国税基礎情報の普及を前提） 国税基礎情報の普及 5677件 e-Taxソフト対応の普及 1487件</small>	
	目標利用率（%）	0.00%	0.00%	2% 0.00%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（平成19年2月～3月実施済）		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-		
上記項目以外のインセンティブ措置			- 電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）				
システムの改善			システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（平成18年10月実施済） その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。				
広報・普及活動			日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）				
そ の 他			-				
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.31

対象手続	定期積金の給付補てん金等の支払調書（及び同合計表）						
年間平均申請件数	80,000 件 (109,000枚)						
根拠法令・条項	所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項3号・8号						
手続概要 （主な利用者と代理申請率を明記）	定期積金及び相互掛金の給付補てん金等の支払をした場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）						
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	0	18	1,500 <small>（注）高齢者の普及を前提 課税世帯の普及 30万件 課税世帯の普及 40万件</small>	2,300 <small>（注）高齢者の普及を前提 課税世帯の普及 110万件 課税世帯の普及 110万件</small>	6,300 <small>（注）高齢者の普及を前提 課税世帯の普及 368万件 課税世帯の普及 468万件</small>	
	目標利用率（%）	0.00%	0.02%	2% 0.27%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手数料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（平成19年2月～3月実施済）	
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-		
上記項目以外のインセンティブ措置	-			電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
システムの改善	システム仕様は公開済（平成15年4月～） 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（平成18年10月実施済） その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広報・普及活動	日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）			
その他	-			-			
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ				http://www.e-tax.nta.go.jp			

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.32

対象手続	配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書（及び同合計表）						
年間平均申請件数	93,000 件 (2,566,000枚)						
根拠法令・条項	所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項2号・8号						
手続概要 （主な利用者と代理申請率を明記）	法人の利益の配当、剰余金の分配、基金利息の支払をした場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）						
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	27	97	2,000 <small>（課税基礎等の見込みを前提） 課税基礎等の見込みの算出 30万件 課税基礎等の見込みの算出 30万件</small>	3,000 <small>（課税基礎等の見込みを前提） 課税基礎等の見込みの算出 110万件 課税基礎等の見込みの算出 110万件</small>	7,000 <small>（課税基礎等の見込みを前提） 課税基礎等の見込みの算出 368万件 課税基礎等の見込みの算出 368万件</small>	
	目標利用率（%）	0.03%	0.10%	2% 0.32%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			オンライン手続の場合 ・ 税理士と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手数料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置			電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
システムの改善			システム仕様は公開済（平成15年4月～） 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（平成18年10月実施済） その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。	
広報・普及活動			日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			認証基盤の普及について関係機関（総務省、財務省など）との連携を強化する。 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）	
その他			-			-	
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ				http://www.e-tax.nta.go.jp			

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.33

対象手続	不動産の使用料等の支払調書（及び合計表） <small>（No.33・34・35・36・38・39の各支払調書を提出する際には、提出者単位でまとめて提出されるため、各手続の年間平均申請件数はすべて同一として記載している。）</small>						
年間平均申請件数	2,291,000 件 (4,366,000枚)						
根拠法令・条項	所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項9号						
手続概要 （主な利用者と代理申請率を明記）	居住者又は内国法人に対し、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価を支払った場合に提出する。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）						
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	4,210	13,384	44,000 <small>（国税庁発表の普及率を前提） 11万5千5百27件</small>	67,000 <small>（国税庁発表の普及率を前提） 11万5千5百27件</small>	183,000 <small>（国税庁発表の普及率を前提） 11万5千5百27件</small>	
	目標利用率（%）	0.18%	0.58%	2% 8.82%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手数料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（平成19年2月～3月実施済）	
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-		
上記項目以外のインセンティブ措置			-				
システムの改善			システム仕様の公開済（平成15年4月～） 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）				
広報・普及活動			日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請 認証基盤の普及について関係機関（総務省、財務省など）との連携を強化する。 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンフレット、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）				
その他			-				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.35

対象手続	不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（及び同合計表） <small>（No33・34・35・36・38・39の各支払調書を提出する際には、提出者単位でまとめて提出されるため、各手続の年間平均申請件数はすべて同一として記載している。）</small>						
年間平均申請件数	2,291,000 件 (191,000枚)						
根拠法令・条項	所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項9号						
手続概要 （主な利用者と代理申請率を明記）	居住者又は内国法人に対し、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料を支払った場合に提出する。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）						
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	4,210	13,384	44,000 <small>（認証基盤等の普及を前提） 認証基盤等の普及を前提） 11万枚 （認証基盤等の普及を前提） 11万枚</small>	67,000 <small>（認証基盤等の普及を前提） 認証基盤等の普及を前提） 11万枚 （認証基盤等の普及を前提） 11万枚</small>	183,000 <small>（認証基盤等の普及を前提） 認証基盤等の普及を前提） 11万枚 （認証基盤等の普及を前提） 11万枚</small>	
	目標利用率（%）	0.18%	0.58%	2% 8.82%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		オンライン手続の場合 ・税理士と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）		
	手数料	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（平成19年2月～3月実施済）		-	
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-			
上記項目以外のインセンティブ措置			電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）				
システムの改善			システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（平成18年10月実施済） その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。				
広報・普及活動			日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請 認証基盤の普及について関係機関（総務省、財務省など）との連携を強化する。 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンフレット、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）				
その他			-				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.36

対象手続	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（及び同 （ No33・34・35・36・38・39の各支払調書を提出する際には、提出 者単位でまとめて提出されるため、各手続の年間平均申請件数はすべ て同一として記載している。）						
年間平均申請件数	2,291,000 件 (7,840,000枚)						
根拠法令・条項	所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項3号						
手続概要 （主な利用者と代理申請率を明記）	居住者又は内国法人に対して、報酬、料金、契約金及び賞金を支払った場合に提出する。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）						
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上 段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	4,210	13,384	44,000 <small>（国税電子申告書及び本邦課税 調書等の申告書と併用し 紙による申告書の提出も 可能とする）</small> 202,175	67,000 <small>（国税電子申告書の普及を促進 し、紙による申告書の提出 も可能とする）</small> 13万枚 10万1千3百95件の普及、17万枚	183,000 <small>（国税電子申告書の普及を促進 し、紙による申告書の提出 も可能とする）</small> 18万2千 10万1千3百95件の普及、18万2千	
	目標利用率（%）	0.18%	0.58%	2% 8.82%	3%	8%	
目標達成 に向けた 具体的な 措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手数料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（平成19年2月～3月実施済）	
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-		
上記項目以外のインセンティブ措置	-			電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
システムの改善	システム仕様は公開済（平成15年4月～） 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（平成18年10月実施済） その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広報・普及活動	日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）			
その他	-			-			

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.37

対象手続	利子等の支払調書（及び同合計表）					
年間平均申請件数	139,000 件 (1,193,000枚)					
根拠法令・条項	所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項1号・8号					
手続概要 （主な利用者と代理申請率を明記）	居住者又は内国法人に対し、利子等の支払をした場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	0	23	2,600 <small>（課税基礎書の読みと印刷） 課税基礎書の普及 30万件 課税基礎書の普及 30万件</small>	4,000 <small>（課税基礎書の読みと印刷） 課税基礎書の普及 110万件 課税基礎書の普及 110万件</small>	11,000 <small>（課税基礎書の読みと印刷） 課税基礎書の普及 368万件 課税基礎書の普及 368万件</small>
	目標利用率（%）	0.00%	0.02%	2% 0.19%	3%	8%
	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
添付書類	-			-		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	-					
本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印				-
	代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印				オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）
手数料	オンライン手続の場合	-				-
	紙による手続の場合（オフライン）	-				-
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-				-
	紙による手続の場合（オフライン）	-				-
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平日9時～23時 土日9時～21時				(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（平成19年2月～3月実施済）
	紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）				-
目標達成に向けた具体的な措置内容	上記項目以外のインセンティブ措置			電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
システムの改善	システム仕様は公開済（平成15年4月～） 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（平成18年10月実施済） その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
広報・普及活動	日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			認証基盤の普及について関係機関（総務省、財務省など）との連携を強化する。 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
その他	-			-		
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ				http://www.e-tax.nta.go.jp		

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.38

対 象 手 続	給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）						(No33・34・35・36・38・39の各支払調書を提出する際には、提出者単位でまとめて提出されるため、各手続の年間平均申請件数はすべて同一として記載している。)					
年 間 平 均 申 請 件 数	2,291,000 件						(19,844,000枚)					
根 拠 法 令 ・ 条 項	所得税法（昭和40年法律33号）第226条第1項											
手 続 概 要 (主な利用者と代理申請率を明記)	居住者に対し、俸給、給与、賃金、歳費、賞与其他これらの性格を有する給与を支払った場合に提出する。 (主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明)											
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20						
	目標利用件数（件）	4,210	13,384	44,000 <small>(国税基礎情報の見込み件数) 13万1千 地方自治体の見込み 202,175</small>	67,000 <small>(国税基礎情報の見込み件数) 13万1千 地方自治体の見込み 202,175</small>	183,000 <small>(国税基礎情報の見込み件数) 13万1千 地方自治体の見込み 202,175</small>						
	目標利用率（%）	0.18%	0.58%	2% 8.82%	3%	8%						
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）								
	添 付 書 類			-								
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況											
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-						
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 (平成19年1月実施済)						
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-						
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-						
	処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	-			-						
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-						
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平日9時～23時 土日9時～21時			(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。(平成19年2月～3月実施済)						
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-						
	上記項目以外のインセンティブ措置			-								
シ ス テ ム の 改 善			システム仕様は公開済（平成15年4月～） 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。(平成18年10月実施済) その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。						
広 報 ・ 普 及 活 動			日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			認証基盤の普及について関係機関（総務省、財務省など）との連携を強化する。 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンフレット、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。(日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標(税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う)を設定(平成18年6月)。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。) 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。(平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施) 府省共通の人事給与システムにより、e-Taxに対応した源泉徴収票の電子交付を可能とするよう人事院に対して要請する。(平成18年5月要請済) 官公庁や民間団体・企業に対して、源泉徴収票の電子交付や法定調書のe-Tax対応を要請する。(平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施)						
そ の 他			-			-						